

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
厚生年金関係	63 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

大分厚生年金 事案 690～752（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務した期間の標準賞与額のうち、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与に係る記録について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった＜資料の名称＞（別添一覧表参照）から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳における賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 17 日に、事業主が申立人の<申立期間>（別添一覧表参照）に係る賞与支払届を提出しており、<申立期間>（別添一覧表参照）に係る賞与支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 63 件（別添一覧表参照）

大分厚生年金690～752 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	申立期間① (賞与支給日)	申立期間② (賞与支給日)	標準賞与額 ①	標準賞与額 ②	資料の名称
大分厚生年金 690	女		昭和47年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	38万円	39万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 691	女		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	38万円	30万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 692	女		昭和36年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	40万円	40万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 693	男		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	60万円	62万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 694	女		昭和51年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	38万円	33万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 695	男		昭和47年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	50万円	42万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 696	女		昭和53年生		平成17年7月11日	—	40万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 697	女		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	30万円	21万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 698	男		昭和43年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	48万円	50万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 699	男		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	43万円	40万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 700	男		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	40万円	34万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 701	女		昭和52年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	33万円	35万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 702	男		昭和46年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	7万円	12万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 703	男		昭和51年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	7万円	12万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 704	女		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	3万円	6万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 705	男		昭和51年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	32万円	38万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 706	女		昭和43年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	22万円	24万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 707	女		昭和51年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	28万円	30万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 708	男		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	35万円	36万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 709	女		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	24万円	26万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 710	男		昭和50年生		—	平成18年7月10日	—	3万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 711	女		昭和40年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	17万円	18万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 712	女		昭和42年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	17万円	20万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 713	女		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	15万円	20万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 714	女		昭和56年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	25万円	25万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 715	男		昭和44年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	25万円	40万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 716	男		昭和48年生		—	平成18年7月10日	—	30万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 717	男		昭和51年生		—	平成18年7月10日	—	15万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 718	男		昭和23年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	25万円	25万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 719	女		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	45万円	35万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 720	男		昭和40年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	48万円	50万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 721	女		昭和53年生		平成17年7月11日	—	61万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 722	男		昭和48年生		平成17年7月11日	—	50万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 723	女		昭和57年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	32万円	30万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 724	女		昭和54年生		平成17年7月11日	—	28万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 725	女		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	25万円	27万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 726	男		昭和50年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	48万円	52万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳

事案番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	申立期間① (賞与支給日)	申立期間② (賞与支給日)	標準賞与額 ①	標準賞与額 ②	資料の名称
大分厚生年金 727	男		昭和45年生		—	平成18年7月10日	—	3万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 728	女		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	28万円	29万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 729	女		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	24万円	25万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 730	女		昭和56年生		平成17年7月11日	—	23万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 731	女		昭和56年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	22万円	21万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 732	女		昭和52年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	12万円	17万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 733	女		昭和53年生		平成17年7月11日	—	22万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 734	男		昭和51年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	25万円	40万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 735	女		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	7万円	20万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 736	男		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	5万円	22万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 737	男		昭和59年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	5万円	20万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 738	女		昭和56年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	5万円	12万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 739	女		昭和59年生		平成17年7月11日	—	5万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 740	女		昭和59年生		平成17年7月11日	—	5万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 741	男		昭和48年生		—	平成18年7月10日	—	26万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 742	女		昭和56年生		—	平成18年7月10日	—	9万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 743	女		昭和58年生		—	平成18年7月10日	—	5万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 744	女		昭和59年生		—	平成18年7月10日	—	5万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 745	女		昭和60年生		—	平成18年7月10日	—	5万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 746	女		昭和60年生		—	平成18年7月10日	—	5万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 747	女		昭和52年生		—	平成18年8月10日	—	2万円	平成18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 748	女		昭和56年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	23万円	25万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 749	女		昭和56年生		平成17年7月11日	—	22万円	—	平成17年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 750	男		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	20万円	32万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 751	女		昭和56年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	20万円	30万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳
大分厚生年金 752	女		昭和55年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	7万円	20万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼貸金台帳

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から 40 年 12 月 27 日まで
② 昭和 40 年 12 月 27 日から 41 年 7 月 24 日まで

私は、A社に入社し、同社がB社と合併後、C県にあったB社D工場に異動した。同社D工場を退職するときは脱退手当金の説明を受けた記憶はなく、何か書類を書いた覚えもないにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになる。

脱退手当金を受給した記憶がないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社で、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 660 人のうち、申立人と同様に同社を昭和 40 年 12 月 27 日に資格喪失し、同日に申立期間②に係るB社D工場において同資格を取得した女性 30 人の脱退手当金支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録があり、そのほとんどが資格喪失日以後 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、同日に支給決定されている者が複数確認でき、申立期間②においてB社D工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元労務管理担当者は、「退職する従業員に対しては、社会保険事務担当者が個別に脱退手当金受給の意思を確認し、受給希望者に対しては会社が手続を行っていたと思う。」旨供述しており、申立人と同月に資格喪失した同僚は、「退職時に『脱』印が押された厚生年金保険被保険者証と現金を渡された。」旨供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を受給したことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計

算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和41年12月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月 1 日から 56 年 2 月 1 日まで
② 平成 8 年 1 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで
④ 平成 9 年 9 月 30 日から 10 年 2 月 12 日まで
⑤ 平成 10 年 2 月 12 日から 11 年 5 月 11 日まで
⑥ 平成 11 年 5 月 11 日から同年 12 月 11 日まで

私は、昭和 53 年 7 月から 57 年 12 月までの期間においてA社に勤務した。A社を退職後、当該期間に係る標準報酬月額について社会保険事務所（当時）で確認したところ、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に比べて低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。このため、標準報酬月額の記録訂正を求め、昭和 58 年 2 月に自身の差額保険料を納付したが、当該期間のうち申立期間①について記録の訂正がなされていないので調査してほしい。

また、私はB社に勤務したが、申立期間②及び④について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。B社に勤務した期間のうち、一部の期間はC社に在籍していたことはあるが、B社を退職したことは無く、両申立期間について同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が空白となっていることに納得できない。

さらに、C社（申立期間③）、B社（申立期間⑤）及びB社の同族会社であるD社（申立期間⑥）により給与が支給されていた申立期間③、⑤及び⑥に係る標準報酬月額と当時の家計簿に記載した給与支給額とが相違している

ので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額の記事に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、③、⑤及び⑥の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①について、申立人は、「昭和58年2月に私の差額保険料を納付したが、申立期間①について記録の訂正がなされていない。」旨主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人について、申立期間①後の期間のうち、昭和56年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額は15万円から28万円に、同年10月から57年9月までの期間の標準報酬月額は17万円から30万円に、申立人の同社に係る被保険者資格の喪失日（昭和58年1月1日）より後の58年1月25日にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保管する社会保険事務所により発行された領収証書（領収日は昭和58年2月21日、A社宛てに交付）の厚生年金保険料額（13万7,800円）は、前述の遡及訂正された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額から訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を差し引いた被保険者負担分と一致する上、申立人は、「当時、社会保険事務所で納付した保険料額は領収証書の金額で間違いはない。」旨供述していることから判断すると、申立人が主張する「差額保険料」は、申立期間①に係る厚生年金保険料ではなく、前述の遡及訂正された期間（昭和56年2月から57年9月までの期間）に係る厚生年金保険料であったことが認められる。

また、A社は、「その他参考となる資料は保管していないため不明である。」旨回答しており、申立期間①における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び賃金台帳等の資料が無い場合、申立期間①における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、オンライン記録によると、申立期間③はC社、申立期間⑤はB社、申立期間⑥はD社に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できるが、申立期間③のC社について、i) 申立人は、「C社に在籍させられていたことはあるが、その期間もB社に出勤していた。」旨供述していること、ii) B社の当時の事業主は、「申立人は、当時、C社に出向という形を取っていたが、実際にはB社で勤務していた。申立人をC社に出向させていた期間もB社から給与を支払っていたのではないかと思う。」旨供述していること、iii) C社の経理事務担当者は、「申立人が在籍していたことは知らないし、B社から出向していた者も知らない。」旨供述していることなどから判断すると、申立期間③については、申立人はB社に勤務し、同社において申立人に係る社会保険関係事務が行われていた状況がうかがえる。

また、商業登記簿において、申立期間⑥のD社の事業主は、B社の事業主と親族であることが確認できるところ、申立人及び同社の社会保険事務担当者の供述などから判断すると、申立期間⑥についても、申立期間③と同様、B社において申立人に係る社会保険関係事務が行われていた状況がうかがえる。

このため、申立期間③、⑤及び⑥について、B社の当時の事務担当者に照会したところ、「当社は何度か移転しているため、関係資料は残っておらず分からないが、給与支給額と標準報酬月額が異なる理由については、申立人はE職であり、移動手段として、従業員の自家用車を使用させていたため、給与以外にそれらの経費及び携帯電話代が支給されていたからではないかと思われる。」旨回答しているところ、申立人が保管する平成10年2月から同年9月までの期間、同年11月及び11年2月から同年11月までの期間に係る給与明細書によると、給与とは別に「僱車料」という名目で、必要経費が支給されていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、申立人が所持する家計簿に記載された平成9年1月の厚生年金保険料額(8,085円)はオンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)におおむね相当する保険料額であることから、当該期間の標準報酬月額については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間⑤のうち平成10年2月から同年9月までの期間、同年11月、11年2月から同年4月までの期間及び申立期間⑥については、前述の給与明細書に記載された報酬月額(10万円)及び厚生年金保険料額(8,502円)に見合う標準報酬月額(9万8,000円)は、オンライン記録の標準報酬月額に相当することが確認できるとともに、前述の給与明細書などから判断すると、申立期間⑤のうち10年10月、同年12月及び11年1月についても、事業主はオ

ンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認できることから、申立期間⑤及び⑥の標準報酬月額については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

加えて、申立期間③のうち、平成9年1月を除く期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間②及び④について、申立人はB社に在籍し、給与を受け取っていたと主張しているところ、当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立期間②及び④において、申立人が同社に在籍していた状況はうかがえる。

しかしながら、前述のとおり、B社は関係資料を保管しておらず、申立期間②及び④に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、全国健康保険協会の記録により、申立期間②及び④において、申立人は健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。